

6. 介護相談員派遣等事業について

本事業は、介護相談員が介護サービスの現場を訪問して、利用者からの相談に応じ、疑問や不満、不安を解消することにより、利用者の尊厳を守るとともに、事業者のサービス向上に寄与するものである。

この介護相談員については、平成24年度から施設サービスと同様に居宅サービスにおいても、事業者介護相談員との連携が努力義務化されたものの、全国の市町村における実施状況は27.7%（H24.3）に止まっている。このため、今年度より未実施市町村が多い都道府県において、本事業の理解促進のために市町村に対する説明会を開催しているところである。

なお、平成25年度における説明会開催地については、現在検討中であるが、開催を要望する都道府県がある場合には優先的に実施する考えである。また、市町村からの個別の開催要望については、本事業とは別に可能な範囲で対応する予定としている。

（都道府県から開催要望の取りまとめは別途行う）